

管理、建替え・改修アドバイザー制度に対する区市の助成制度一覧

令和5年4月現在

区市名	対象者	管理			建替・改修		助成内容*	担当窓口
		A コース	B コース	C コース	A コース	B コース		
中央区	・管理組合	○	○		○	○	全額助成	一般財団法人中央区都市整備公社 まちづくり支援第一課 03-3561-5191
	・管理組合 (築30年以上)							
文京区	・管理組合	○	○		○	○	【管理】 全額助成 (消費税除く。) (管理 B -8 ①②は助成対象外) 【建替・改修】 全額助成 (消費税除く。) (B オプションは助成対象外)	住環境課 管理担当 03-5803-1374
	・管理組合 (昭和56年5月31日以前に建築確認を受けたマンション)							
台東区	・管理組合 (築30年以上)					○	全額助成 【建替・改修】 B-1 及び B-2 のみ対象。 ※令和5年度に限り、B-1 ②・④ 及び B-2 ①・②のみ対象	住宅課 マンション施策担当 03-5246-9028
	・賃貸マンションを所有する個人 (築30年以上)							
墨田区	・管理組合	○	○		○	○	【管理】 全額助成 【建替・改修】 A: 全額助成 B: 2/3 助成	住宅課 計画担当 03-5608-6215
	・管理組合 (おおむね築30年以上)							
江東区	・管理組合	○	○		○	○	全額助成 (管理 B -8 ①②は助成対象外)	住宅課 住宅指導係 03-3647-9473
	・賃貸マンション所有者							
品川区	・管理組合				○	○	全額助成 (建替え・改修 B-0 は助成対象外)	住宅課 住宅運営担当 03-5742-6776
	・管理組合 (築30年以上)							
豊島区	・管理組合				○		2/3 助成 (消費税除く。) (A オプションは助成対象外)	住宅課 マンショングループ 03-3981-1385
	・区分所有者							
練馬区	管理組合 (管理組合設立準備団体を含む。)	○	○		○		全額助成 (管理 B -8 ①②は助成対象外)	住宅課 管理係 03-5984-1289
葛飾区	・管理組合		○		○		【管理】 1/2 助成 【建替・改修】 1/2 助成 (A オプションは助成対象外)	住環境整備課 企画管理係 03-5654-8352
	・区分所有者							
江戸川区	・管理組合	○	○		○		2/3 助成 (消費税除く。) (管理 B -8 ①②は助成対象外)	建築指導課 耐震化促進係 03-5662-6389
	・理事長の委任状のある区分所有者							
武蔵野市	・管理組合 (管理組合が組織されていない場合は、区分所有者の任意団体で市長が認めたもの)	○			○	○	A: 全額助成 B: 2/3 助成 (限度額 36 万円)	住宅対策課 0422-60-1976
	・管理組合 (築30年以上、管理組合が組織されていない場合は、区分所有者の任意団体で市長が認めたもの)							
三鷹市	・管理組合	○	○		○	○	【管理】 全額助成 (助成限度回数は同一マンションに2回/年度) (管理 B -8 ①②は助成対象外) 【建替・改修】 A: 全額助成 (助成限度回数は同一マンションに2回/年度) B: 2/3 助成 (助成限度回数は同一マンションに1回/年度)	都市計画課 住宅政策係 0422-29-9704
	・区分所有者で構成する任意の団体							
府中市	・管理組合 (管理組合が組織されていない場合は、区分所有者の任意団体で市長が認めたもの)	○	○				全額助成 (管理 B -8 ①②は助成対象外)	住宅課 支援係 042-335-4458
調布市	・管理組合 (管理組合が組織されていない場合は、区分所有者全員の同意により選任された代表者)		○				全額助成 (管理 B -8 ①②は助成対象外)	住宅課 住宅支援係 042-481-7545
多摩市	・管理組合 (管理組合が組織されていない場合は、区分所有者の任意団体で市長が認めたもの)				○	○	A: 全額助成 (A オプションは助成対象外) B: 2/3 助成 (限度額 100 万円) (建替え・改修 B-0 と B オプションは助成対象外)	都市計画課 住宅担当 042-338-6817

※上記区市における助成対象はアドバイザー派遣料であり、テキスト・資料代等は対象外です。
上記の他に、独自にアドバイザー等を派遣する制度を設けている区市もあります。詳細は各区市にお問い合わせください。